

総社市健康サイクリング事業 2023 「リン得」健康商品券」参加規約

第1条（目的）

1. 本規約は、多数の住民が健康づくりに興味を持ち、参加・継続して、より健康寿命の延伸が得られることを目的に総社市が「「リン得」健康商品券」（以下「本事業」といいます。）を実施するために必要な事項を定めたものです。
2. 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 「申込者」とは、本規約に同意し、「「リン得」健康商品券」参加申込ウェブサイト（以下、ウェブサイトという。）または申込書で申込みをした者をいいます。
- (2) 「参加者」とは、申込者のうち、総社市に本事業への参加が承諾された者をいいます。
- (3) 「サイクルコンピューター」とは、総社市が本事業で貸与する指定の計測機器、又は参加者が個人で保有する累計距離を計測できる機器をいいます。

第3条（参加申込み）

1. 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾した上でウェブサイト、又は申込書により申込みを行うものとします。
2. 申込者が参加申込み後、総社市が内容を承認した時点で、当該申込者は本規約に同意したものとみなします。

第4条（参加者の決定）

1. 総社市は、第3条第1項のウェブサイト、又は申込書に記載された申込情報を確認し、必要な審査・手続き等を経た後に承諾し資料を送付します。なお、申込者数が予算を超える場合は、抽選で参加者を決定する場合があります。
2. 参加者の決定は、参加に係る費用を受領した日をもって決定とします。
3. 総社市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
 - (2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - (3) 虚偽の申込み等により、第5条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (4) 転出、死亡等により、住民ではなくなった場合
 - (5) その他総社市が承諾できない事由があると判断した場合
4. 総社市は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を通知するものとします。

第5条（参加条件）

本事業への参加条件は、次の各号すべてに該当することとします。

- (1) 申込時点で総社市に住民登録している者または市内に店舗を有する事業所に勤務する者、大学に在学する者で、かつ20歳以上の者（平成15年3月31日以前に生まれた者）で自転車損害賠償責任保険に加入していること。
- (2) 令和6年3月31日まで継続して参加できる者
- (3) 自己責任で本事業に参加できる者
- (4) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属している者のいずれにも該当しない者
- (5) 本規約に同意いただいた者

第6条（参加者の負担）

参加に係る費用は1人1,000円とします。また、次に掲げる費用については、別途参加者の負担とします。

- (1) サイクルコンピューター、スマートフォンアプリの電池等の消耗品にかかる費用
- (2) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
- (3) ポイント対象事業への参加にかかる費用
- (4) その他総社市が別途指定する費用

第7条（貸出用サイクルコンピューターの管理）

1. 参加者は貸与したサイクルコンピューターを適切な管理をもって取り扱うものとします。
2. 総社市が貸与したサイクルコンピューターの再配布は原則として行いません。
3. 総社市が貸与したサイクルコンピューターは事業終了後、返却するものとします。

第8条（取組内容）

1. 本事業の取組内容は、次に掲げる項目とします。なお、(1)の事項については必須とします。
 - (1) サイクルコンピューター、又はスマートフォンアプリによる走行距離データの計測及び記録送信
 - (2) ポイント事業への参加
 - (3) アンケート等への協力
2. 取組に関する報告は、ウェブサイト、メール、窓口のどれかにより行います。
3. 第1項の実施方法は、別途定める“リン得”健康商品券 参加手引（以下「参加手引」といいます。）に基づくものとします。

第9条（ポイントの付与）

本事業におけるポイントは、次の各号に定める場合に付与するものとし、ポイント換算等の詳細は別途定める参加手引に基づくものとします。

- (1) 乗ったよポイント
 - ・ サイクルコンピューター又はスマートフォンアプリを用いて自転車の走行距離を計測、記録送信
- (2) 集めたよポイント
 - ・ 自転車を活用し、指定するポイントの御輪印を集め、取組結果を報告

第10条（ポイントの交換）

獲得したポイントの交換等については、別途定める参加手引に基づくものとします。

第11条（ポイントの取消し）

不正な手段によりポイントを獲得したと認められる場合には、該当するポイントを取り消すことがあります。

第12条（申込み内容の変更の届出）

1. 参加者が総社市に通知した住所、電話番号等、第3条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を総社市に届け出るものとします。
2. 総社市は、参加者から前項の変更に関する届出がなされない場合、参加者が獲得したポイント又は参加者のポイント交換を無効とすることがあります。
3. 参加者が、第1項の変更の届出を行わなかったために、総社市からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到達したものとみなします。

第13条（契約の解除について）

1. 参加者は、本事業の実施期間中に本事業の参加に関する契約の解除を行うことができます。
2. 本事業への参加に関する契約の解除は別途定める参加手引に従って行っていただきます。
3. 本事業への参加に関する契約を解除すると、ポイントも利用中止となります。
4. 本事業への参加に関する契約が解除となっても、参加費1,000円は返金しないものとします。

第14条（事業の中断・終了）

1. 本事業の募集は、令和5年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。実際の事業の実施は、令和5年度予算の成立が前提であり、今後内容等が変更又は中止になることもあります。
2. 総社市は、利用期間内であっても本事業のサービスの中断、又はサービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
3. 前項に基づき本事業を中断・終了する場合、総社市は参加者に対して、その旨を事前に電子メール又は総社市のホームページ等によって通知することとします。

第 15 条（禁止事項）

参加者は、次に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 参加者が自身の自転車走行距離を計測する目的以外でサイクルコンピューター、スマートフォンアプリを使用する行為
- (2) 貸出用サイクルコンピューターの貸与、譲渡、販売、質入れ、その他の担保利用
- (3) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
- (4) その他第三者に不当な不利益を与える行為

第 16 条（損害賠償等）

1. 参加者は、本事業への参加に関連して、自己の責に帰すべき事由により総社市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
2. 取り組み期間中は各自十分な健康管理を行い、けが、事故等は自己の責任として対応することとします。
3. 参加者は、本事業への参加に関連して、総社市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第 17 条（免責事項）

1. 本事業は、参加者の健康増進・生活習慣改善、観光の活性化、環境保護を支援するものであり、参加者の健康状態が増進・改善されること等について、保証するものではありません。
2. 総社市は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
3. 総社市は、総社市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
4. 総社市は、総社市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。
5. 総社市は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破棄されたポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
6. 総社市は、ポイント対象事業の利用において、総社市の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負いません。

第 18 条（個人情報の取扱い）

1. 本事業に伴うサービスの実施等に際して、総社市が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法・総社市の個人情報保護条例によるものとします。
2. 本事業の実施に際し、総社市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。
 - (1) 第 3 条に定めるウェブサイト又は申込書にご記入いただいた項目
 - (2) 第 8 条に定める事項の実施に伴い取得する項目
3. 総社市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。
 - (1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
 - (2) 本事業の効果分析・評価のための利用
4. 総社市は、参加者情報を総社市が保有する医療費・介護保険等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにしたうえで、前項第 2 号に定める効果分析のために利用することがあります。
5. 参加者情報の外部提供については次に定めるとおりとします。
 - (1) 参加者に対するポイントの交換に係る業務、アンケート調査の郵送・回収に係る業務、本事業の効果分析・評価等、本条第 3 項に定めた目的を達成するために必要最低限の範囲内で、参加者情報の取扱いを交換商品提供等の外部事業者へ委託することがあります。なお、総社市が参加者情報の取扱いを外部に委託する場合は、安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
 - (2) 総社市は、本条第 3 項に定めた利用目的の範囲内で、参加者情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することがあります。
 - (3) 総社市は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第 3 項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。

(4) 上記の内容は、個人情報保護法・総社市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。

6. 参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。

(1) お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(2) 総社市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。

(ア) 参加者情報の取り扱いについて適切な管理を行います。

(イ) 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。

(ウ) 第3項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。

(エ) あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第3項に定めた利用目的の範囲を越えて参加者情報を総社市以外の第三者に提供又は開示しません。

(オ) 参加者本人より参加者情報の照会・開示などについて、別途定める参加手引に記載する問い合わせ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。

(カ) 参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。

(キ) 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

第19条（規約の変更）

1. 参加者は、本規約の変更については、電子メール又は総社市のホームページ等によって事前に変更内容を通知した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

2. 参加者情報の利用目的、又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は、個人情報保護法・総社市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドラインに基づき、総社市より参加者に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。